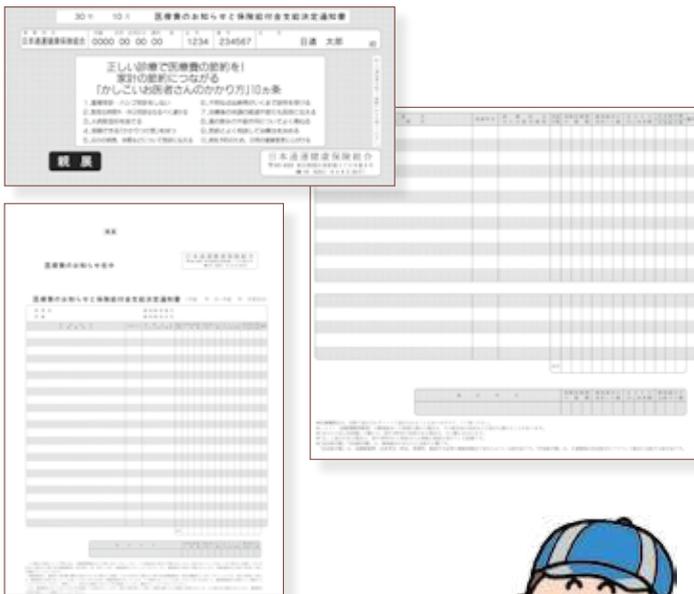


医療費控除の申告に「医療費のお知らせ」を使用できます

例 医療費のお知らせと保険給付金支給決定通知書



▲ 任意継続被保険者用



医療費控除の申告には、「医療費控除の明細書」の添付が必要です（2019年分までは領収書の添付または提示によることもできます）。

日通健保が発行した「医療費のお知らせと保険給付金支給決定通知書」（以下、「医療費のお知らせ」）の原本を、医療費の明細書として使用することができます。なお、「医療費のお知らせ」に記載がないものについては、「医療費控除の明細書」を別途作成し、申告書に添付する必要があります（領収書は5年間保存する必要があります）。

また「医療費のお知らせ」の「あなたの自己負担額」には自己負担相当額が記載されていますが、自治体の助成を受けられた場合など、実際の負担額と異なる場合があります。こうした場合には「あなたの自己負担額」欄に記載の額から助成額を差し引くなど、ご自身で額を訂正して申告してください。

※なお「医療費のお知らせ」は再発行できませんので、大切に保管してください。

2017年～2021年の特例 セルフメディケーション税制を 選択することもできます

かぜ薬などスイッチ OTC 医薬品[※]の購入合計額が **12,000 円**を超えた場合、控除の対象になります。申告者が定期健診・予防接種・がん検診など健康づくりに一定の取り組みをしていることが条件です。健診などの結果通知表などを添付してください。また、ドラッグストアなどのレシートや領収書は、5年間保管する必要があります。

なお、この特例は通常の医療費控除との併用はできませんので、どちらかを選択してください。

※医師の処方が必要な医療用医薬品から転用された特定の有効成分を含む市販薬。OTC (Over The Counter) とは、薬局でカウンター越しに販売するという意味。



*日本一般用医薬品連合会ホームページ「知ってトク！するセルフメディケーション税制」(<https://www.jfsmi.jp/lp/tax/>)で、どちらがおトクかシミュレーションができます。



詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。か、住所地を管轄する税務署へお問い合わせください。